

デジタルメディア情報と向き合う前に

情報発信編



デジタル メディアリテラシー の夜明け

いったんとまれ
「批判的思考」のススメ



この教材の目指すところ



インターネットという公共空間への発信は、
人権に配慮することが必要です。
社会的配慮の足りない情報発信は
人権侵害につながる可能性を考え、
行動する前に立ち止まり
発信する責任を考えましょう。



漫画事例

<https://tottoridml.jp/example/18>



漫画の事例で考える 大切な 2つのポイント

- ・ Bさんにはどのような
思い込みがあったのでしょうか
- ・ Bさんはなぜあのような
投稿をしたのだと思いますか



5つの質問を通して考えましょう

1

- このメッセージは誰が作成したのですか。
- メッセージを作成したBさんはどのような立場、背景の人か考えましょう

2

- 私たちの注意を引くために、どのようなテクニックが使われていますか。
- どこに投稿されたか、何が強調されているか考えましょう

3

- 人々はこのメッセージをどのように解釈するのでしょうか。
- あなたはその情報をどのように受け止めどのような印象を持ちましたか

4

- どのようなライフスタイル、価値観、視点が表現されていますか。あるいは欠けていますか。
- Bさんの情報にはどのような価値観や思想が反映されているのでしょうか

5

- このメッセージはなぜ送られてきたのですか。
- Bさんがどのような目的で発信したのか考えましょう



Bさんの立場から

思い込み・偏見は誰にでもあります。
受け取った情報を
自分の思い込みで判断、解釈して
思い込みによる衝動的な行動をしない
ためには、どのような知識や意識が必要
だったか、考えをまとめてみましょう



拡散した人の立場から

真偽の分からない情報は拡散しない。
本当の情報であったとしても人権侵害、
個人のプライバシー侵害につながる投稿
ではないか、よく考えましょう。
投稿前には必ず立ち止まりましょう。



知識がなければ
その情報が人権侵害につながる
ことにも気がつかないのです

無意識の思い込みを払拭する
ために、
日頃から人権について
学ぶ機会を作りましょう。
情報を受け取ったら、他の人
の考えも聞き根拠を調べ、
人権の視点でも考えましょう。

人権と民主主義のための情報
社会を構築する善き市民となる
ために、人権問題に関心を
持ち学び続けていきましょう。

解説動画



<https://vimeo.com/921665812/2b42a18b90>

教材監修・動画出演 / 今度珠美

このスライドは改変せずご使用ください。
このスライドと解説動画は教育，人権研修等で
非商用目的であれば，自由にご利用いただけます。
公序良俗に反する目的での利用，
商用として再配布，販売等の利用はできません。



鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局
人権・同和対策課

TEL : 0857-26-7590

FAX : 0857-26-8138

E-mail : jinken@pref.tottori.lg.jp

鳥取県 政策戦略本部デジタル局
兼総務部行政体制整備局 デジタル改革課

TEL : 0857-26-8319

FAX : 0857-26-8289

E-mail : jouhou@pref.tottori.lg.jp

